

麻布学園山岳部OB会 会則 細則

(1) サポート委員会 旅費規程

第1条(目的)

本規程は麻布学園山岳部の山行に同行するOB会員に対し、OB会として支給する旅費の取り扱いを定める。

第2条(範囲)

会は財政の許す範囲で、AACの山行に同行するOB会員に対し、旅費実費を支給する。

第3条(金額)

支給する旅費の総額は、会の財政を勘案の上、会の年次予算により別途定める。

(2) 慶弔規程

第1条(目的)

本規程はAAC・OB会会員の慶弔事に関するOB会としての取り扱いを定める。

第2条(慶事)

会員の慶事に関しては、原則として会名義による祝い金の支出、記念品の贈呈、祝電送付等を行わない。

第3条(弔事)

会員の弔事には以下の対応を行う。

- 1) (香典) 会としての香典は支出しない。

- 2) (会員本人) 会員本人が死去した場合には、会の財政が許す限り、会名義より遺族宛に弔電及び生花または花輪を贈る。
- 3) (訃報) 会員本人、会員の配偶者または父母が死去した場合には、会員に対し適宜訃報通知する。

第4条(麻布学園学校関係者の慶弔事に関する取り扱い)

山岳部顧問等の麻布学園学校関係者の慶弔事に関する取り扱いは、本規程を準用する。

(3) AAC八ヶ岳山荘管理規定

第1条(目的物)

- 1) 麻布学園山岳部OB会(以下「本会」という)は、下記の不動産を所有する。
土地: 山梨県北巨摩郡大泉村西井出字石堂
建物
- 2) 前項記載の不動産を麻布学園山岳部OB会八ヶ岳山荘と称す。(以下AAC山荘という)

第2条(管理)

AAC山荘は、本会の理事会が管理するものとし、本規則に定めのない事項については、本会の理事会が処理する権限を有するものとする。

第3条(運営)

AAC山荘の運営は、理事会が運営委員を選出し、理事会の定めにより運営を行うものとし、その期限を2年とする。

第4条(登記名義)

- 1) AAC山荘につき、本会の名義をもって登記することができないため、便宜的に本会の会長の名義をもって登記するものとする。
- 2) 本会の会長は、AAC山荘の所有権が本会にあることを認め、他に、所有名義を移転したり、担保に供してはならない。

- 3) 会長が任期を終了したとき、または本会の請求があるとき等、会長は、本会の指定する者にAAC八ヶ岳山荘の登記名義を変更するものとし、その旨本会と会長は別途覚書を締結する。この場合、本会会則第8条但書に該当するものとして、理事長が本会を代表する。

第5条(削除)

第6条(使用基準)

- 1) AAC八ヶ岳山荘は本会会員の親睦、麻布学園山岳部員の指導、訓練の目的に沿って使用しなければならない。
- 2) 本会会員、麻布学園山岳部員が山荘の使用許可を申し込んだ時は、理事長は管理に差支えのない限りその申し込みを許可するものとする。
- 3) 理事長はAAC八ヶ岳山荘の使用を許可したのち、本会の行事の必要、その他特別の事情が生じた場合は、許可の内容を変更し、又は許可を取り消すことができる。

第7条(什器備品)

山荘の什器備品の改廃、購入、寄付受付は、理事会の承認を得なければならない。

第8条(使用料)

理事長は、本会理事会の議を経て、AAC山荘の使用に対し、申込者から徴収する使用料の額を決定し、又はこれを増減することができる。

第9条(損害賠償)

山荘を使用した者が、その設備もしくは什器に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第10条(保険)

本会はAAC八ヶ岳山荘に損害保険をかけ、保険料を負担する。

第11条(固定資産税)

AAC八ヶ岳山荘に関する固定資産税その他租税公課は本会が負担する。

第12条(会計)

- 1) 本会は一般会計とは別にAAC八ヶ岳山荘に関する独立の会計として、山荘特別会計を設ける。
- 2) AAC八ヶ岳山荘特別会計の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3) AAC八ヶ岳山荘特別会計の会計に余剰金が生じた場合には、理事会の議決を経て、これを一般会計に入れることができる。
- 4) 特別費用の徴収は理事会の決議により行うことができる。

第13条(改正)

本細則の改正には、理事会の議決を経て行う。